

## 景観計画区域内における行為の届出に関する取扱要綱

制 定 平成 18 年 8 月 17 日

改 正 平成 25 年 4 月 1 日

### (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び大阪市都市景観条例（平成 10 年大阪市条例第 50 号。以下「条例」という。）、大阪市都市景観規則（平成 11 年大阪市規則 1 号。以下「規則」という。）に基づく景観計画区域内における行為の届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (届出書の様式)

**第 2 条** 条例第 8 条に係る届出書の様式は、第 1 号様式による景観計画区域内における行為の届出書によるものとする。

### (行為の変更の届出書の様式)

**第 3 条** 規則第 3 条第 3 項に係る届出書の様式は、第 2 号様式による景観計画区域内における行為の変更届出書によるものとする。

### (景観配慮に関する事前協議)

**第 4 条** 法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により届出を行おうとする者は、景観形成に関して配慮した事項について、あらかじめ市長と協議するものとする。

2 前項の規定について、大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（昭和 49 年制定）に基づく協議を行う場合には、当該事前協議の中で行うものとする。

3 前 2 項の協議をしようとするときは、次に掲げる書類によって行う。

(1) 第 3 号様式による景観配慮事項説明書（行為の変更の届出をしようとする者は、当該変更に係るものに限る。）

(2) 規則第 3 条 1 項に掲げる図書

### (景観法に基づく届出に関する追加図書)

**第 5 条** 景観法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により届出を行おうとするときは、前条第 3 項第 1 号に定める様式を添付するものとする。

### (工事完了の届出)

**第 6 条** 法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出を行った者は、当該建築物等の工事が完了したときは、完了した日から 14 日以内にその旨を届け出るものとする。

2 前項の届出をしようとするときは、第 4 号様式による景観計画区域内における行為の届出に関する工事完了届に、建築物等の外観及び敷地内の状況のわかるカラー写真（撮影日時を明記したカラー写真）を添付するものとする。

(実施の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、都市計画局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 景観計画区域内における行為の届出書

平成 年 月 日

大阪市長様

	届出者 住所	
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名〕	氏名	(印)
	連絡先	

景観法第16条第1項及び大阪市都市景観条例第8条の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

代理者 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)</small>	イ 氏名							
	ロ 建築士事務所名							
	ハ 郵便番号							
	ニ 住所							
	ホ 電話番号							
行為の名称								
行の場 為所	地名地番	大阪市	区	丁目	番地			
	住居表示	大阪市	区	丁目				
区域区分	<input type="checkbox"/> 基本届出区域 <input type="checkbox"/> 重点届出区域（名称：_____）							
行為の種類	<input type="checkbox"/> 敷地面積が2,000㎡以上、高さが10m以上の建築物 <input type="checkbox"/> 延べ面積が5,000㎡を超え、地階を除く階数が6以上の建築物		<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の過半の変更					
	<input type="checkbox"/> コースター、観覧車等の遊戯施設 <input type="checkbox"/> その他の建築物 <input type="checkbox"/> その他の工作物		〔 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更〕					
設計又は 施行方法		届出部分		届出以外の部分		合計		
	イ 敷地面積	/		/		㎡		
	ロ 建築(築造)面積	㎡		㎡		㎡		
	ハ 延べ面積	㎡		㎡		㎡		
	ニ 高さ	最高の高さ	m		ホ 階数	地上	階	
		塔屋を含む最高の高さ	m			地下	階	
	ヘ 構造	造/一部						造
	ト 用途							
チ 外観の変更の内容								
行為の着手予定日		平成 年 月 日		行為の完了予定日		平成 年 月 日		
※受付欄	※届出番号	注「※」印の欄については記入しないでください。						

注 この届出書には、大阪市都市景観規則第3条第1項に掲げる図書を添付してください。

## 景観計画区域内における行為の変更届出書

平成 年 月 日

大阪市長様

届出者 住所

氏名 (印)

連絡先

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

景観法第16条第1項の規定による届出年月日及び番号		平成 年 月 日 第 号		
行為の場所	地名地番	大阪市	区	丁目 番地
	住居表示	大阪市	区	丁目
変更する設計又は 施行方法	変更事項			
	変更の内容	変更前		
		変更後		
変更理由				
変更部分に係る行為の着手予定日		平成	年	月 日
変更部分に係る行為の完了予定日		平成	年	月 日
※受付欄	※届出番号	注 「※」印の欄については記入しないでください。		

注 この変更届出書には、大阪市都市景観規則第3条第1項に掲げる図書（当該変更に係るものに限る。）を添付してください。

景観配慮事項説明書 [大阪市景観計画：良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項]

届出者 住所

氏名

1 共通事項

○計画地の景観形成を考えるにあたっては、まず、計画地及びその周辺の地域特性や景観形成の現況を把握した上で、どのような考慮をしたか計画地の状況や計画の主旨など踏まえて記入してください。

基準	着眼点	自己評価	計画地周辺の現況等記入欄
・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物等の配置、規模、形態意匠などについて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努めること。	地形的特徴		
	都市基盤等		
	歴史		
	周辺建物のデザイン		
	まちなみの連続性		
	街路からの眺望		
	眺望景観		

2 建築物の建築等

○1で整理した内容をふまえ、各項目とその基準について、自己評価を行いその配慮した事項について記入してください。

項目	基準	着眼点	自己評価	配慮事項記入欄
外 壁	・外壁は、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫すること。 ・建築物の正面だけでなく、道路等の公共空間から見える側面や背面の意匠も工夫すること。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部、突き当り等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、特に景観上の工夫すること。	開口部による演出		
		バランスのとれたデザイン		
		外壁の分節化		
		低層階の用途・デザイン		
		特徴あるまち角		
バルコニー等	・バルコニー等は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫すること。	バルコニー等の位置・デザイン		
屋外階段	・屋外階段は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫すること。	屋外階段の位置・デザイン		
建築設備（1）	・配管設備などは、道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫すること。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫すること。	配管、ダクト等の隠ぺい		
		やむを得ない場合の措置		

自己評価 ○：十分配慮した ○：配慮した ×：配慮できなかった —：非該当

項目	基準	着眼点	自己評価	配慮事項記入欄
建築設備（2）	・高架水槽や冷却塔設備などを屋上に設置する場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景措置を講ずること。やむを得ず措置ができない場合は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。	建築設備の建築物とのバランス・デザイン		
		目隠しの材料・材質、色彩		
		まちなみとの調和		
		塔状設備の修景		
附属設備	・駐車場、駐輪場、ゴミ置場などは、建築物全体や周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫すること。	配置		
		駐車場等の出入口		
		広告物、サイン等		
材 料	外壁などの材料は、汚れにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年変化に耐え得るものとする。	建築物の材料・材質		
		建築物のデザイン		
色 彩	・建築物の色彩は、周辺景観に配慮すること。	建築物の色彩		
外 構	・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、建築物や周辺景観と調和した形態意匠とするよう工夫すること。	空地等		
		植 栽		
		垣又はさく		
	・植栽は、周辺景観と調和するよう、樹種も考慮して、高木・中木・低木を適切に配置するよう努めること。	敷地内の樹木の活用・配置		
		敷地際の演出		
		自然への配慮		
	・道路等の公共空間に面して垣又はさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、透視可能な構造とするなど、周辺景観に配慮すること。	街路との一体的整備		
		安全性、快適性		

3 工作物の建設等

○1で整理した内容をふまえ、各項目とその基準について、自己評価を行いその配慮した事項について記入してください。

項目	基準	着眼点	自己評価	配慮事項記入欄
配 置	・工作物の配置は、できる限り周辺に圧迫感や威圧感を与えないよう努めること。	まちの特徴と保全・活用		
		建築物とのバランスのとれたデザイン		
色 彩	・工作物の色彩は、周辺景観に配慮すること。	工作物の材料・材質、色彩		

景観計画区域内における行為の届出に関する工事完了届

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

届 出 者 住 所  
 氏 名  
 連絡先  
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

（印）

景観計画区域内における行為の届出に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

代理者  （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）	イ 氏 名	
	ロ 建築士事務所名	
	ハ 郵便番号	
	ニ 住 所	
	ホ 電話番号	
行 為 の 名 称		
行の場 為所	地名地番	大阪市 区 丁目 番地
	住居表示	大阪市 区 丁目
景観法第16条第1項の規定による届出年月日及び番号		平成 年 月 日 第 号
工 事 完 了 日		平成 年 月 日

※ 受付欄	注「※」印の欄については記入しないでください。

注 この届出書には、建築物等の外観及び敷地内の状況のわかるカラー写真（撮影日時を記入したものに限る。）を添付してください。